

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 橋本篤弘
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

FEBRUARY 2017
 VOL.583

2



常陸太田市「河鹿沢の雄滝」

●2017 2月号 CONTENTS●

茨城労働局長がベストプラクティス企業への
 職場訪問を行いました…2
 中災防・八牧理事長に聞く…3
 労働基準行政功労者表彰について…5
 働く人に安全で安心な
 店舗・施設づくり推進運動を展開中!…6
 労災保険の通勤災害保護制度が変わりました…8
 民間企業の実雇用率は1.90%…9

働き方・休み方改善ポータルサイト…10
 茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ…12
 平成28年における県内の死亡災害発生状況(速報)…13
 講習会のご案内…14
 県内の労働災害発生状況速報…15
 2月は労働保険料滞納整理強化月間です…15
 平成28年死亡災害発生状況…15
 茨城県最低賃金…16

茨城労働局長が ベストプラクティス企業への 職場訪問を行いました

～(社福)泰仁会・(株)ケースホールディングスの2法人～

茨城労働局(局長 西井裕樹)は、11月の「過労死等防止啓発月間」に実施する「過重労働解消キャンペーン」の一環として、長時間労働の削減を始めとする働き方改革に向けた積極的な取組事例を収集し、これを広く紹介するため、ベストプラクティス(模範的な)企業である2つの法人への職場訪問を行いました。

1. 社会福祉法人泰仁会(石岡市小倉) 【11月16日(水)】

社会福祉法人泰仁会の経営理念は、三方得(①利用者の満足、②経営基盤の安定、③職員の働きやすい環境の整備)ということで、ワーク・ライフ・バランスを事業計画の重点課題としております。

同法人では、所定外労働の削減や部署毎に目標を設定し年次有給休暇の取得促進の取組を行った結果、平成27年度における職員1人当たりの月平均所定外労働は2.9時間、年次有給休暇の取得率は82.0%となっています。

当日は、同法人の取組等について、江畑隆夫理事長、菊地丈夫常務理事を始め幹部の皆様と意見交換を行うとともに、当該施設(特別養護老人ホームやさと)の職場内訪問を行いました。



江畑理事長(右奥)ほか法人幹部から経営理念、取組事例の説明を受け、意見交換を行う西井局長(左中央)



意見交換後に、職場内訪問を行い、取組についての案内を受ける西井局長(中央)

2. 株式会社ケースホールディングス(水戸市桜川) 【11月24日(木)】

株式会社ケースホールディングスの経営理念は、「人を中心とした事業構築を図りケースデンキグループに関わる人の幸福を図る」「事業を通じて人の「わ」(和、輪)を広げ、大きな社会貢献につなげる」であり、働きやすい職場環境にすることが、お客様への本当の親切の実行につながるとしております。

同社では、数百パターンにおよぶ多様な勤務シフトを整備し、時間外労働が発生しにくい勤務体制を工夫すること等により、平成27年度における従業員1人当たりの月平均所定外労働は8.6時間となっています。また、仕事と家庭の両立支援についても積極的に取り組んでいます。

当日は、同法人の取組等について、遠藤裕之代表取締役社長を始め幹部の皆様と意見交換を行うとともに、職場訪問を行いました。



遠藤社長(右中央)ほか法人幹部から経営理念、取組事例の説明を受け、意見交換を行う西井局長(左中央)



職場訪問時に社員の方から取組についての意見を聞く西井局長(左)

2法人の具体的な取組は、茨城労働局ホームページの●トピックス欄の「2016年12月28日 茨城労働局長がベストプラクティス(模範的な)企業への職場訪問を行いました」をクリックして参照してください。

中災防・八牧理事長に聞く 「人の命と健康を守る」との大義に意気を感じ

平成28年12月12日、中央労働災害防止協会の八牧暢行(やまきのぶゆき)理事長が、茨基連事務局に来局され、本誌編集部のインタビューに応じていただきました。

【編集部】茨城を訪問された目的はなんでしょうか。

【理事長】私は、日立鉱山を事業の発祥とする日本鉱業(株)(現JX金属(株))に長く勤務していました。この会社は銅を中心とする非鉄金属メーカーでして、国内外に多くの拠点を有しています。私自身、残念ながら日立事業所の勤務を経験できなかったのですが、そこでの事業や創業百周年等に関して、頻りに日立市を訪問していました。茨城県民の皆様から多大なご支援・ご協力を頂いたことに心から感謝しています。今般の茨城訪問については、中災防の職員に企業の操業現場や安全衛生への取り組み状況に直に接してほしいと思い、まずは私の出身母体のJX金属(株)日立事業所に見学依頼をしたところ、快諾を頂いた次第です。ここには、私も設置に関わった危険体感教育センターがあり、充実した安全衛生活動を展開していることから、有意義な見学になるものと思っています。併せて、平素、多大なご支援・ご指導を賜っている茨城労働局様と茨基連様にご挨拶させていただくこととしました。

【編集部】中災防理事長に就任された感想をお聞かせ下さい。

【理事長】就任してまだ半年ですが、「人の命と健康を守る」との大義に意気を感じながら、新鮮な気持ちで新職務に務めています。中災防は、労働安全衛生に関する知識・技術・ノウハウ・情報を企業に提供し、マネジメントシステムの構築や人材育成を支援しています。大きく2つの強みを持っています。「業界・企業・地域を超えたオールジャパンの視点」

と「安全衛生に関するレベルの高い専門家(プロ)集団であること」です。これらを礎に、厚生労働省、都道府県労働基準協会や日本経団連をはじめとするあらゆる業界団体・企業、業種別災害防止協会等のご支援と連携の下、「安全第一」を強く訴え、企業の安全衛生活動を牽引しています。

【編集部】今回、茨基連事務局にお立ち寄りいただきました。

【理事長】中災防は、約半世紀前に法により設立された、いわば「公益法人」でしたが、今は民間法人化しています。依然として一部、国の支援を受けていますが、事業の拡充による経営の自立化を目指しています。こうした中、全国の労働基準協会は、中災防にとって、地域に密着した活動を行うに際し、大きなご支援者であり、労働安全衛生の向上を期す盟友であると思っています。茨基連様には、茨城県の行政や企業と私共中災防の間の大きな橋渡しとしていただいています。その感謝と平素のご高配への御礼を申し上げたくお伺いさせていただきました。

【編集部】今後の抱負をお聞かせ下さい。

【理事長】我が国の労働安全衛生を巡る環境が大きく変わってきています。「第三次産業の比率上昇」、「高齢層・経験不足要員の増加」、「団塊世代のリタイヤに伴う技術・技能・現場力の低下」、「新たな機械・設備の導入や新規化学物質の出現による危険・有害要因の増加」、「メンタルヘルス不調や腰痛・転倒の増加」、「健康経営の導入」、「大地震・集中豪雨等の天変地異に対するリスク予知・災害未然防止への認識の高まり」などです。そして今、労働災害は、長期的には総じて漸減してきているものの、これらを主因として、その減少度合いが低下しつつあります。加えて、労働安全衛生分野での先駆的存在であった製造・建設等の基幹産業において重篤災害が多発しています。これらの実態に鑑みますと、我が国の労働災害防止対策は、いわゆる「踊り場」にあると思いますが、そのことは、従来に増して、中災防の活躍機会・出番の到来が来ていると思っています。その期待にぜひとも応えていきたいと思っています。

八牧暢行理事長のご紹介

1951年静岡県生まれ。東京大学卒業。日本鉱業(株)株式会社(現JX金属株式会社)取締役、常務、副社長を歴任。2016年7月中央労働災害防止協会理事長就任



労働基準行政功労者表彰について

労働基準行政に係る施策の推進等に顕著な功績があり他の模範と認められる方に対して、労働基準行政関係功労者表彰が行われています。

このたび、木島法律事務所代表の木島千華夫氏に対して厚生労働大臣表彰状が、株式会社クロサワ眼鏡店取締役相談役の黒澤輝子氏、及び筑波大学付属病院長の松村明氏に対して厚生労働省労働基準局長表彰状がそれぞれ授与されました。

木島千華夫氏は、平成19年4月から茨城紛争調整委員会委員としてあっせん事案を担当し、多くの事案で合意となる実績を残されただけでなく、平成23年10月からは同委員会会長として、他の紛争調整委員会委員へのアドバイスなどにより、同委員会委員の能力向上などに大きく貢献されました。また、平成19年10月から雇用均等における主任調停委員代理として、平成23年10月からは主任調停委員として、行政運営に貢献されました。

黒澤輝子氏は、平成19年4月から茨城地方最低賃金審議会の使用者代表委員として茨城県最低賃金（地域別・産業別）の改定審議に積極的に取り組み、中小企業経営者の立場から最低賃金の決定に貢献されました。

松村明氏は、平成11年5月から茨城労働局地方労災医員として、行政訴訟事件及び労災保険審査請求事件に係る意見、及び各労働基準監督署の労災保険請求事案に係る意見書作成依頼等に積極的に対応され、専門的な見地から労災補償行政に貢献されました。



木島千華夫氏(右)
西井局長(左)



黒澤輝子氏(右)
西井局長(左)



松村明氏(右)
西井局長(左)

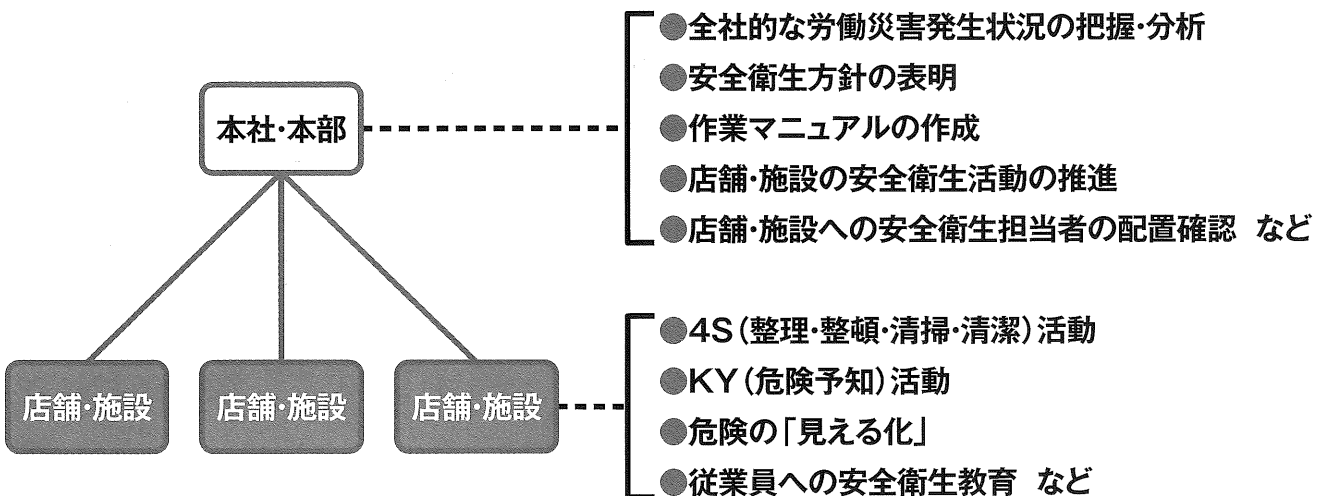
働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動を展開中!

～小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて～

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部**が**主導**して、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

このため、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、必要性の高いものから取り組みを始めてください。



本社・本部での実施事項

- 1 全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行うこと。
- 2 企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知すること。
- 3 店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知すること。
- 4 次の①～⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行うこと。
 - ① 4S (整理、整頓、清掃、清潔) の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止
 - ② 作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育



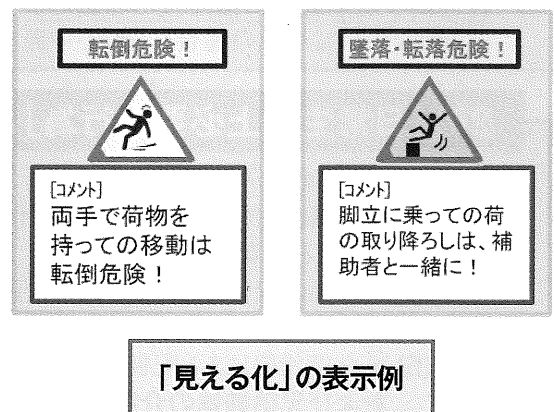
- ③ KY(危険予知)活動による危険予知能力、注意力の向上
- ④ ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去
- ⑤ 危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施
- ⑥ 店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施
- ⑦ 朝礼時等での安全意識の啓発
- ⑧ 転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用
- ⑨ 腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施
- ⑩ 腰痛・転倒予防体操の励行
- ⑪ 熱中症予防のための休憩場所・時間の確保



- 5 店舗・施設における安全衛生担当者(衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等)の配置状況を確認すること。
- 6 店舗・施設的安全衛生担当者に対する教育を実施すること。
- 7 本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施すること。(店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります)
- 8 安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施すること。
- 9 リスクアセスメント(職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること)を実施してその結果に基づく対策を講じること。
- 10 店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を行うこと。
- 11 店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握すること。

店舗・施設での実施事項

- 1 4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施すること。
- 2 作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育すること。
- 3 KY(危険予知)活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組むこと。
- 4 ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施すること。
- 5 危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施すること。
- 6 店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施すること。
- 7 朝礼時等での安全意識の啓発を実施すること。
- 8 転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行うこと。
- 9 腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施すること。
- 10 腰痛・転倒予防体操を実施すること。
- 11 熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施すること。



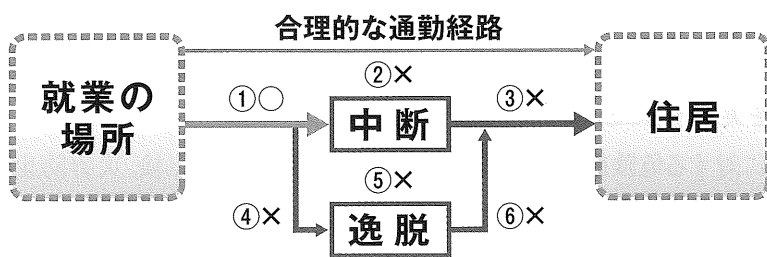
平成29年1月1日～

労災保険の通勤災害保護制度が変わりました

通勤中の事故でケガ等をした場合の、労災補償の対象を拡大。

● 労災保険では、通勤中の事故による負傷、疾病、障害または死亡について、通勤災害として労災補償の対象としていますが、下記のような場合は特別な決まりがあります。

1. 合理的な通勤経路を逸脱・中断した場合

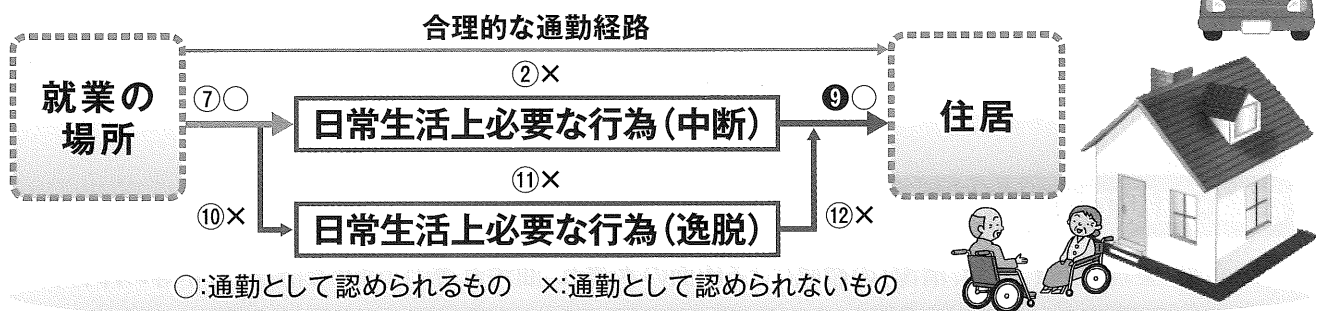


○:通勤として認められるもの ×:通勤として認められないもの

- ▶ 合理的な通勤経路から逸脱・中断の間(左図②④⑤⑥)
- ▶ 合理的な通勤経路に復帰後の移動の間(左図③)

の事故による負傷等については、原則として労災補償の対象となりません。

2. 日常生活上必要な行為のために、合理的な通勤経路を逸脱・中断した場合



○:通勤として認められるもの ×:通勤として認められないもの

▶ 合理的な通勤経路に復帰後の移動の間(上図⑨)の事故による負傷等については、例外的に労災補償の対象となります。※その場合も、逸脱・中断の間(上図⑧⑩⑪⑫)は対象外です。

2の「日常生活上必要な行為」とは…

- (1)日用品の購入や、これに準ずる行為
- (2)職業訓練や学校教育、その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- (3)選挙権の行使や、これに準ずる行為
- (4)病院や診療所において、診察または治療を受ける行為や、これに準ずる行為
- (5)要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ、**扶養している孫、祖父母および兄弟姉妹の介護**(継続的に、または反復して行われるものに限ります。)

ここが
変更点

平成29年1月1日より、(5)の同居・扶養要件を撤廃します。これにより、「上図2-⑨」の事故による負傷等に限っては、同居・扶養していない孫、祖父母および兄弟姉妹の介護のため、合理的な通勤経路を逸脱・中断した場合も労災補償の対象になりました。

民間企業の実雇用率は1.90% ～雇用障害者数・実雇用率は過去最高を更新～

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率:民間企業の場合は2.0%)以上の障害者を雇用することを義務付けています。また、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について報告を求めており、このほど、平成28年6月1日現在における茨城県の「障害者雇用状況」の集計結果がまとまりました。

【集計結果の主なポイント】

1.【民間企業】[法定雇用率2.0%] ※()は前年の値

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新

- ・雇用障害者数は5,128.0人(4,927.0人)対前年比4.1%、201.0人増加
- ・実雇用率は1.90%(1.83%)対前年比0.07ポイント上昇
- ・法定雇用率達成企業の割合は53.9%(53.1%)対前年比0.8ポイント上昇

2.【公的機関等】[同2.3%、県の教育委員会は同2.2%] ※()は前年の値

○茨城県の機関及び茨城県教育委員会は、全てで法定雇用率を達成

○市町村等は、54機関中52機関で法定雇用率を達成(なお、未達成機関は9月1日現在で法定雇用率を達成)

- ・茨城県の機関:雇用障害者数 160.5人(160.5人)、実雇用率2.39%(2.38%)
- ・茨城県教育委員会:雇用障害者数 357.5人(363.5人)、実雇用率2.20%(2.22%)
- ・市町村等:雇用障害者数 539.5人(538.0人)、実雇用率2.44%(2.45%)

3.【独立行政法人など】[同2.3%] ※()は前年の値

○15機関中12機関で法定雇用率を達成。(なお、未達成機関は9月1日までに法定雇用率を達成)

- ・雇用障害者数 586.0人(599.5人)、実雇用率2.50%(2.45%)

★本県の障害者実雇用率(1.90%)が全国実雇用率(1.92%)を下回っていることから、茨城労働局・ハローワークでは次の点について推進いたします。

1. 法定雇用率未達成企業に対する指導

- ① 障害者雇用納付金制度の対象企業規模100人超の法定雇用率未達成企業
- ② 法定雇用率未達成企業のうち1人不足企業が、71.5%を占めていることから、1人不足企業等を中心に、事業主訪問による指導を実施します。

2. 法定雇用率未達成企業に対する指導

法定雇用率未達成企業に対して面接会への参加を要請します。

3. 茨城障害者職業センター等との連携強化

障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、職場適応援助及び同行紹介等、法定雇用率未達成企業への就職支援を行い、着実な雇用に結びつけます。

4. 障害者雇用の促進に向けたPR活動の展開

茨城県と連携し、経済団体等への要請活動、障害者雇用促進PRキャンペーン、ポスターの掲示、各種広報誌の発行などを通じて、さらなる障害者雇用の促進に向けたPR活動に努めます。

働き方・休み方改善 ポータルサイトを活用して 働き方改革に取り組んでみませんか?

<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

働き方・休み方改善 ポータル 検索

企業向け・社員向けの
自己診断ページへ


働き方・休み方に関する
企業の取組事例の検索ページへ

行政による働き方・休み方に
関する支援施策等のページへ


働き方・休み方改善ポータルサイト

文字サイズ 標準 | 大 | 特大


トップ 概要 自己診断 事例検索 施策・支援策 各地域の取組 セミナー情報 参考資料



見える化
実現把握



経営トップの
判断
実績



働き方・
休み方
改善

+ =

企業や社員が「働き方」や「休み方」を自己診断することで、
自らの「働き方」や「休み方」を「見える化」、改善のヒントを見つけられるサイトです。

自己診断

シンポジウム・セミナー情報

各地域の取組

企業向け自己診断を行う

社員向け自己診断を行う

取組事例の投稿

メールマガジン

企業が「働き方・休み方改善指標」による自己診断をし、効果的な対策について提案を受けることができます

社員が働き方・休み方を自己診断し、効果的な対策について提案を受けることができます

自社の働き方・休み方を事例として投稿できます

働き方・休み方に関するメルマガの登録ができます

働き方・休み方に関するシンポジウム・
セミナー情報を紹介

各地域(自治体等)
による取組を紹介

働き方・休み方に関する【注目情報】
ポータルサイトに関する【新着情報(事例追加等)】をお知らせします

適切な労働時間で働き、ほどよく休暇を取得することは、仕事に対する社員の意識やモチベーションを高めるとともに、業務効率の向上にプラスの効果が期待されます。社員の能力がより発揮されやすい環境を整備することは、企業全体としての生産性を向上させ、収益の拡大ひいては企業の成長・発展につなげることができます。

他方、長時間労働や休暇が取れない生活が常態化すれば、メンタルヘルスに影響を及ぼす可能性が高くなり、生産性は低下します。また、離職リスクの上昇や、企業イメージの低下など、さまざまな問題を生じさせることになります。社員のために、そして企業経営の観点からも、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進が求められているのです。

働き方・休み方改善ポータルサイトは、企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の見直しや、改善に役立つ情報を提供するサイトです。働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。

おすすめコンテンツ ①

【事例検索】ページ：企業の取組事例を検索できます

働き方改革に取り組んでいる企業の事例について、業種別、規模別での検索やキーワード検索ができます。厚生労働省が取材した先進事例、コンサルタントによる働き方の課題分析から提案、その後の取組状況までを示した事例等、多様な事例を紹介しています。自社の働き方改革の取組の検討の参考にご活用ください。

【検索画面】

【先進事例】

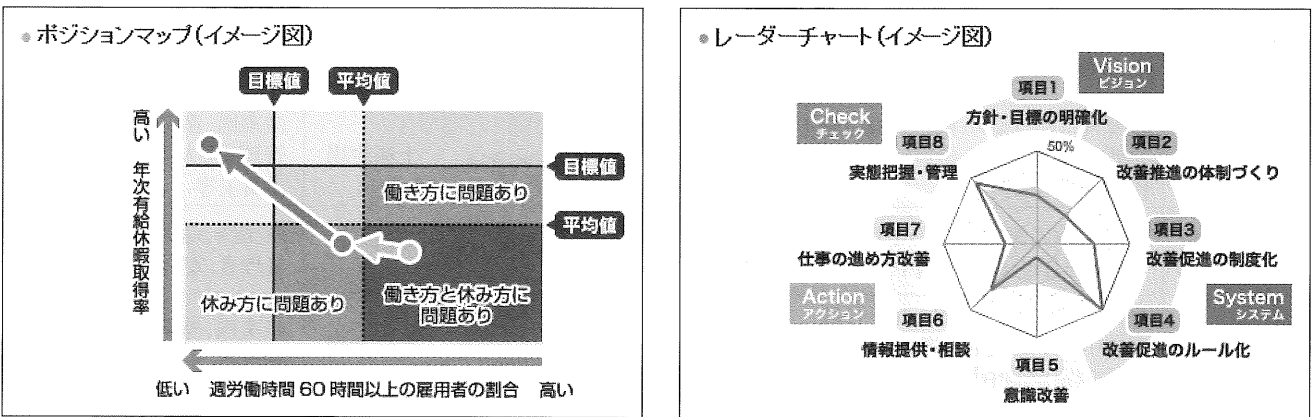
【働き方取組事例】

おすすめコンテンツ ②

【自己診断】ページ：企業・社員向けの診断ができます

「働き方・休み方改善指標」を用いることで、長時間労働や年次有給休暇に関する状況を把握できます。あなたの会社の「働き方・休み方改善指標（企業向け）」を作成し、実態と課題の把握を行いましょう。

指標を用いた診断を行うと以下のようなポジションマップとレーダーチャートが表示されます。



「ポジションマップ」と「レーダーチャート」を使うことで次の3つが可能になります。

- その1 働き方や休み方に関する問題の有無が分かります。
- その2 企業の人事労務担当者が自社の状況をチェックすることで、働き方や休み方に関する実態や課題を分析できます。
- その3 企業が自社の働き方や休み方の改善に向けて、対策を検討するための提案が得られます。

※ID登録をしていただくと診断結果の保存ができ、過去の自己診断のデータとの比較ができます。

自社のIDを登録し、企業における取組の進捗状況を経年的にチェックしましょう!

★特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度に関するコンテンツが2016年10月より追加されました。また、2017年4月より、テレワークに関するコンテンツがさらに追加される予定です。こちらもぜひご活用ください。

茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

平成29年2月と3月のセミナー案内

当センターでは、産業保健に関係する全ての方を対象に、専門的かつ実践的能力の向上を目的として、産業保健セミナーを開催しています。受講料は無料です。セミナーの概要等詳細についてはホームページをご覧ください。

| 日程 | セミナーテーマ | 講師 | 開催場所 | 対象 |
|-------------------------|--|---|-------------------------|------------------------------|
| 2月2日(木) 18:30-20:30 | 放射線と健康診断 【日医認定】 | 大原 潔 先生 (産業保健相談員、総合病院土浦協同病院放射線科顧問) | 土浦会場 | 産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者等 |
| 2月7日(火) 18:30-20:30 | プライマリケア・産業保健のためのアルコール健康障害対応 【日医認定】 | 鈴木 瞬 先生 (豊後荘病院精神科医師、アルコール病棟長) | 土浦会場 | 産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者等 |
| 2月14日(火) 13:30-15:30 | あなたの職場、病気になっても働き続けられますか?—治療と仕事の両立支援について—【日医認定】 | 河島 美枝子 先生 (産業保健相談員、元大分県立看護科学大学精神看護学教授) | 茨城労働基準協会連合会中央安全衛生教育センター | 産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主等 |
| 2月16日(木) 18:00-20:00 | 禁煙教育と職場の受動喫煙対策 【日医認定】 | 平間 敬文 先生 (平間病院 院長) | 水戸会場 | 産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者等 |
| 2月22日(水) 14:40-16:00 | メンタルヘルス・ケースカンファレンス | 山村 邦男 先生 (産業保健相談員、山村医院院長) | 水戸会場 | 産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者等 |
| 2月23日(木) 13:30-15:30 | 防じんマスクの選択と使用について 【日医認定】 | 谷口 昭三 先生 (労働衛生コンサルタント、(有)オーエスケイインターナショナル代表取締役社長) | 土浦会場 | 産業医、産業看護職、衛生管理者、安全衛生担当者等 |
| 2月28日(火) 18:00-20:00 | 職場の救急蘇生法 【日医認定】 | 中谷 敦 先生 (産業保健相談員、(株)日立製作所水戸健康管理センタ長、産業医) | 水戸会場 | 産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者等 |
| 3月7日(火) 18:00-20:00 | プライマリケア・産業保健のためのアルコール健康障害対応 【日医認定申請中】 | 鈴木 瞬 先生 (豊後荘病院精神科医師、アルコール病棟長) | 水戸会場 | 産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者等 |
| 3月8日(水) 13:30-15:30 | 初心者でも分かるSDS(安全データシート)の見方【日医認定申請中】 | 岩崎 芳明 先生 (産業保健相談員、筑波労働コンサルタント事務所長、元(株)三菱化学アナリティック分析事業部環境分析センター長) | 土浦会場 | 産業医、産業看護職、衛生管理者、安全衛生担当者等 |
| 3月14日(火) 13:30-15:30 | 過労死は防げるか、防げない過労死のワケと予防への道しるべ 【日医認定申請中】 | 松井 玄考 先生 (産業保健相談員、労働衛生コンサルタント、元和歌山労働局長) | 土浦会場 | 産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主等 |
| 3月15日(水) 14:00-16:00 | 作業環境の測定機器の取り扱い方と保守【日医認定申請中】 | 番 博道 先生 (産業保健相談員、元住友金属テクノロジー(株)環境技術部長) | 水戸会場 | 産業医、産業看護職、衛生管理者、安全衛生担当者等 |
| 3月15日(水) 18:00-20:00 | 有機溶剤の正しい使い方～有機溶剤中毒予防規則の遵守～ 【日医認定申請中】 | 立原 昇 先生 (茨城労働局労働基準部健康安全課地方労働衛生専門官) | 水戸会場 | 産業医、産業看護職、衛生管理者、安全衛生担当者等 |

◇鹿島神栖産業保健研修会「これで解決!メンタルヘルス対応 実践編」(主催:鹿島医師会)

講師:神原辰徳先生(三菱化学株式会社鹿島工場 産業医)
 日時:平成29年2月15日(水) 18時～20時
 場所:新日鐵住金株式会社 人材育成センター(鹿嶋市光953番地16)
 対象:医師等(オブザーバーとして保健師、看護師、健康管理担当事務職も参加可)(定員40名先着順)
 申込先:E-mail tanaka.te5.hiroshi@jp.nssmc.com
 申込方法 新日鐵住金株式会社鹿島製鐵所 鹿島診療所 田中完(産業医)
 申込みの際、①氏名 ②所属 ③車での来場の有無 をお知らせください
 単位:日本医師会認定産業医生涯研修専門(メンタルヘルス:2単位)申請
 日本医師会生涯研修単位 2単位申請
 受講料:無料

会場案内

- ・水戸会場 水戸FFセンタービル会議室11階 (水戸市南町3-4-10)
- ・土浦会場 ワークビル土浦 (土浦市木田余東台4-1-1)
- ・茨城労働基準協会連合会中央安全衛生教育センター (水戸市渋井町字塚橋263-1)

(独)労働者健康安全機構 茨城産業保健総合支援センター 水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル8F
 TEL 029-300-1221 FAX 029-227-1335 メールアドレス:mito@ibarakis.johas.go.jp

平成28年における 県内の死亡災害発生状況(速報)

茨城労働局健康安全課

茨城労働局は、平成28年の労働災害による死亡災害発生状況を取りまとめました。

平成27年の死亡者数は33人でしたが、平成28年は9人減の24人(速報値)となっており、統計を取り始めて以来、過去最少の数値となっています。

業種別で見ると、製造業で3人(全体の12.5%)、建設業で11人(同45.8%)、運輸・貨物業で2人(同8.3%)、商業で3人(同12.5%)、その他の業種で5人(同20.8%)となっています。

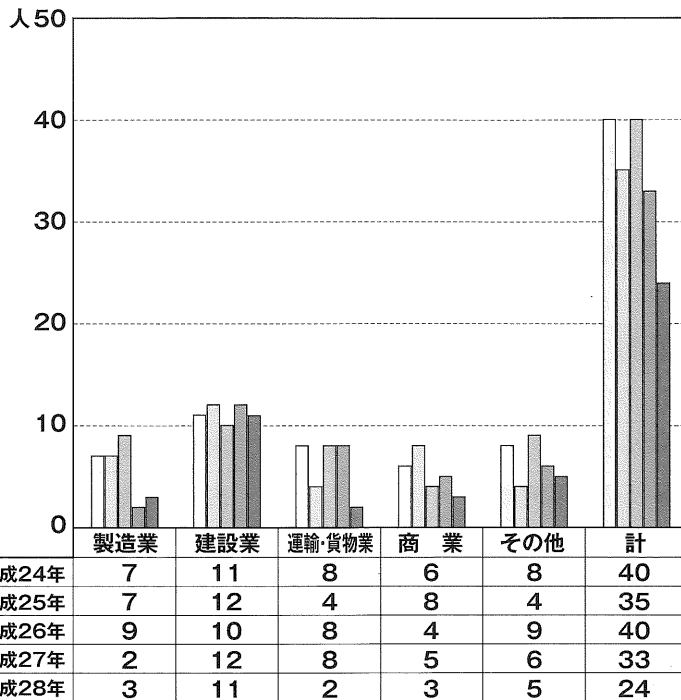
事故の型別で見ると、「交通事故」が9人(全体の37.5%)、次いで「墜落・転落」が5人(同20.8%)、「はさまれ・巻き込まれ」が3人(同12.5%)の順となっています。

茨城労働局では、死亡災害の大幅な減少を最優先の行政課題と位置づけて取り組んでいるところです。特に年末・年始は、例年死亡災害等重篤な災害が多発する期間であることから、昨年12月1日から本年1月31日までを「労働災害防止強化運動期間」と位置づけ、パトロール等の強化を行ってきました。

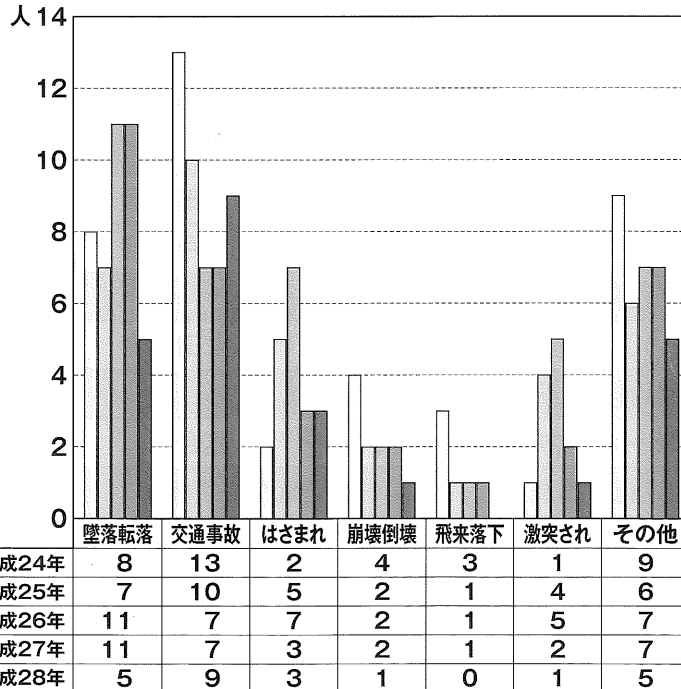
特に、死亡災害等重篤な災害に結びつく、建設業での「墜落・転落災害」「重機による災害」、製造業での「はさまれ・巻き込まれ災害」、陸上貨物運送業での「荷役作業中の災害」「交通労働災害」などの災害防止を呼びかけています。

各事業場においては、労働安全衛生法令の遵守はもとより、リスクアセスメントの導入等により、職場の危険源を洗い出し、事前に労働災害防止を講じるなど安全管理を強化していただくようお願いいたします。

業種別死亡災害発生件数の推移
(平成28年は速報値である)



事故の型別死亡災害の推移
(平成28年は速報値である)



講習会のご案内 (29年2月中旬～3月)

| 講習の種類 | | |
|-----------------------------|----------------------|----------|
| 開催日 | 開催場所 | 申込先 |
| 技能講習 | | |
| 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 | | |
| 2/14～15・16・17 | 鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市) | 鹿島協会 |
| 2/21～22・23・24 | 日立商工会議所会館 (日立市) | 日立協会 |
| 3/6～7・8 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 連合会 |
| 有機溶剤作業主任者 | | |
| 2/14～15 | 日立商工会議所会館 (日立市) | 日立協会 |
| 2/20～21 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 連合会 |
| 3/16～17 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 連合会 |
| 乾燥設備作業主任者 | | |
| 2/13～15 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 連合会 |
| 玉掛け | | |
| 2/16～17・18 | ポリテクセンター茨城 (常総市) | 水海道協会 |
| 2/23～24・26 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 水戸協会 |
| 2/24～25・26 | 平成館 (古河市) | 古河協会 |
| 3/9～10・12 | ワークヒル土浦 (土浦市) | 土浦協会 |
| フォークリフト運転(学科) | | |
| 2/17 | (一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市) | 龍ヶ崎協会 |
| 3/1 | ポリテクセンター茨城 (常総市) | 水海道協会 |
| 3/2 | ワークヒル土浦 (土浦市) | 土浦協会 |
| 3/2 | 常陸太田市商工会館 (常陸太田市) | 太田協会 |
| 3/3 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 連合会・水戸協会 |
| 3/4 | 平成館 (古河市) | 古河協会 |
| 3/25 | 平成館 (古河市) | 古河協会 |
| 床上操作式クレーン運転 | | |
| 2/16～17・18 | 常陸太田市商工会館 (常陸太田市) | 太田協会 |
| 3/9～10・11 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 水戸協会 |
| 小型移動式クレーン運転 | | |
| 3/9～10・12 | 常陸太田市商工会館 (常陸太田市) | 太田協会 |
| 石綿作業主任者 | | |
| 2/16～17 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 連合会 |
| 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 | | |
| 3/1～2 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 連合会 |
| 特別教育・その他の講習 | | |
| 研削と石の取替え等の業務(機械研削) | | |
| 3/3～4 | 日立商工会議所会館 (日立市) | 日立協会 |

| | | |
|------------------------------|--------------------------|--------------|
| アーク溶接等の業務 | | |
| 3/3～4 | ワークヒル土浦 (土浦市) | 土浦協会 |
| 電気取扱業務(低圧) | | |
| 3/10～11 | 日立商工会議所会館 (日立市) | 日立協会 |
| 廃棄物焼却施設業務 | | |
| 2/22 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 連合会 |
| 安全管理者能力向上教育 | | |
| 2/24 | ワークヒル土浦 (土浦市) | 土浦・水海道・龍ヶ崎協会 |
| 衛生管理者能力向上教育 | | |
| 2/27～28 | (一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市) | 龍ヶ崎・土浦・水海道協会 |
| 職長教育 | | |
| 2/13～14 | 茨城県トラック協会県西部地区研修会館 (筑西市) | 筑西協会 |
| 2/21～22 | ワークヒル土浦 (土浦市) | 土浦協会 |
| 3/2～3 | (一社)水海道労働基準協会 (常総市) | 水海道協会 |
| 3/2～3 | (一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市) | 龍ヶ崎協会 |
| 3/2～3 | 鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市) | 鹿島協会 |
| 3/8～9 | 日立商工会議所会館 (日立市) | 日立協会 |
| 3/8～9 | 茨城県トラック協会県西部地区研修会館 (筑西市) | 筑西協会 |
| 安全管理者選任時研修 | | |
| 2/22～23 | 鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市) | 鹿島協会 |
| 局所排気装置等の定期自主検査者講習 | | |
| 3/13～15 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 連合会 |
| リスクアセスメント担当者研修(製造業等) | | |
| 2/21 | ポリテクセンター茨城 (常総市) | 水海道協会 |
| 保護具着用管理者研修 | | |
| 3/9 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 連合会 |
| 免許試験受験準備講習会(第一種衛生管理者) | | |
| 2/11～12 | 平成館 (古河市) | 古河協会 |
| 2/16～18 | 中央安全衛生教育センター (水戸市) | 連合会 |

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

| | | |
|-----|----------------|------------------|
| 連合会 | ☎ 029-225-8881 | FAX.029-227-4507 |
| 水戸 | ☎ 029-233-6622 | FAX.029-233-6626 |
| 日立 | ☎ 0294-23-3431 | FAX.0294-23-3461 |
| 土浦 | ☎ 029-824-0324 | FAX.029-824-0325 |
| 筑西 | ☎ 0296-24-2796 | FAX.0296-24-9303 |
| 古河 | ☎ 0280-31-4176 | FAX.0280-32-6116 |
| 太田 | ☎ 0294-72-3489 | FAX.0294-73-2716 |
| 水海道 | ☎ 0297-22-0949 | FAX.0297-22-3537 |
| 龍ヶ崎 | ☎ 0297-62-7923 | FAX.0297-64-1498 |
| 鹿島 | ☎ 0299-83-8440 | FAX.0299-83-8478 |

県内の労働災害発生状況速報
(平成28年12月末現在)

| 業種別 | 平成28年 | 前年同期 | |
|-------|-------------|-------------|----------|
| 計 | (24) 2,605 | (33) 2,624 | |
| 製造業 | (3) 723 | (2) 751 | |
| 鉱業 | (0) 5 | (0) 6 | |
| 建設業 | (11) 331 | (12) 320 | |
| 内訳 | 土木 | (6) 75 | (5) 76 |
| | 建築 | (4) 151 | (3) 153 |
| | その他 | (1) 105 | (4) 91 |
| 運輸交通業 | (2) 337 | (7) 361 | |
| 貨物取扱業 | (0) 25 | (1) 26 | |
| 農林業 | (0) 42 | (2) 47 | |
| 畜産水産業 | (1) 110 | (1) 136 | |
| 商業 | (3) 372 | (5) 346 | |
| その他 | (4) 660 | (3) 631 | |

(注) ()内は、死亡者で内数

◎労働保険料の納付について◎
「2月は労働保険料滞納整理強化月間です」

労働保険料は、業務上又は通勤上による労働者の負傷等に対する給付等を行う「労災保険」と、労働者の失業に伴う失業等給付等を行う「雇用保険」の重要な財源となっています。

大部分の皆様が納期限内に納付されていますが、納付を怠っている滞納事業主も一部見受けられます。

このため茨城労働局と県内各労働基準監督署は、期限内に納付された方との公平性を確保するため、2月を「労働保険料滞納整理強化月間」とし、滞納事業主に対して、電話や訪問による督促、滞納処分等を集中的に行います。

まだ納付がお済みでない方は、至急「納付書」にて金融機関等で納付をお願いします。

事情により納付できない方は、滞納のまま放置せずに、茨城労働局総務部労働保険徴収室029(224)6213又は所轄労働基準監督署にご相談下さい。

平成28年死亡災害発生状況

2月発生追加分

| 発生月 時間帯 | 職 種 年 齢 経 験 年 数 | 事業の種類 | 事故の型 | 災 害 の 概 要 |
|--------------|----------------------------|---------------|-------------|--|
| | | | 起 因 物 | |
| 2月 15～16時 | 作業員・ 技能者 60歳代 39年 | その他の 土木工事業 | 墜落・転落 | 道路工事現場において、擁壁の内側の盛土上で作業中、端部から高さ約4メートル下に墜落し、約4ヶ月後に死亡した。 |
| | | | 建築物、 構築物 | |

平成28年死亡災害発生状況

12月発生分

| 発生月 時間帯 | 職 種 年 齢 経 験 年 数 | 事業の種類 | 事故の型 | 災 害 の 概 要 |
|---------------|------------------------------|-------------|----------------|--|
| | | | 起 因 物 | |
| 12月 14～15時 | 営業・販売関連 事務員 20歳代 2年 | その他の 小売業 | 交通事故 (道路) | 営業のため、客先へ向かって軽ワゴン車で片側一車線の国道上を走行中、対向してきた大型トラックと正面衝突し死亡した。 |
| | | | 乗用車・バス・ バイク | |

もう、チェックした？

最低賃金は、
暮らしの
支えです。



最低賃金



使用者も、労働者も。

茨城県最低賃金は

771円 時間額

発効日：平成28年10月1日

※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

| 茨城県の特定(産業別)最低賃金 | | | | |
|-----------------|-----------|--|---|-----------|
| 産業名 | 鉄鋼業 | はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業 (機械器具製造業等) | 計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業(電気・精密機械器具等製造業) | 各種商品小売業 |
| 最低賃金額(時間額)円 | 871 | 841 | 837 | 811 |
| 発効日 | H28.12.31 | H28.12.31 | H28.12.31 | H28.12.31 |

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。詳しくは、茨城労働局のホームページをご覧ください。<http://ibaraki-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/>

茨城労働局・労働基準監督署・(一社)茨城労働基準協会連合会・(一社)茨城県経営者協会
茨城県中小企業団体中央会・茨城県商工会議所連合会・茨城県商工会連合会・日本労働組合総連合会茨城県連合会